



※今まで所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人でも、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、原則、郵送での提出をお願いします。

●重度心身障害者医療費助成制度

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(木)です。7月1日以降も制度の対象となる人には新しい受給者証を6月中旬に郵送しますので、更新手続きは不要です。ただし、更新の受給要件を確認する必要がある人には、申請書を6月中旬に郵送しますので、6月30日(木)までに更新手続きをしてください。

◎申請方法 窓口：障害福祉課、山陽総合事務所、埴生支所

郵送：〒756-8601 山陽小野田市役所 障害福祉課

●乳幼児医療費助成制度・子ども医療費助成制度

■乳幼児医療費助成制度

◎対象 未就学児

現在お持ちの受給者証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日以降の受給者証については、申請済みの人で、児童の父母の令和4年度市民税所得割(税額控除前)合計額が確認できる人には、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。

■子ども医療費助成制度

◎対象 小学1年生～中学3年生

現在お持ちの受給者証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日以降の受給者証については、申請済みの人で、児童の父母の令和4年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人には、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。(年少扶養親族、16～19歳未満の扶養親族の人数によって控除あり)
※住所や健康保険証等に変更があった場合は、忘れずに届け出てください。

※更新の受給要件を確認する必要がある人には、案内を6月上旬に郵送しますので、6月30日(木)までに手続きをしてください。

☎子育て支援課

●ひとり親家庭医療費助成制度

18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母・父および児童で、児童と同居する直系血族および兄弟のすべてが市民税所得割非課税の世帯(世帯分離していても、同じ家屋に住んでいる場合は同居とみなす)が対象です。(年少扶養親族、16～19歳未満の扶養親族の人数によって控除あり)

現在、受給者証を持っている人は、7月29日(金)までに更新手続きをしてください。

◎必要なもの 更新申請書、福祉医療費受給者証(持っている人)、健康保険証、マイナンバーが確認できるもの

◎申請方法 窓口：子育て支援課、山陽総合事務所、埴生支所

郵送：〒756-8601 山陽小野田市役所 子育て支援課